

北海道部活動の地域移行に関する推進計画の概要

【計画の位置付け】

- 令和4年12月にスポーツ庁・文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）において、各都道府県は推進計画の策定等により、休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めることと記載

【計画期間】

- 国のガイドラインが改革推進期間と位置付ける令和5年度から令和7年度までの3年間

【推進体制】

- 「部活動改革推進本部（仮称）」を設置し、関係部署が横断的に連携し、施策を推進
- 毎年度、「部活動改革推進本部（仮称）」及び有識者や学校関係者、競技団体、保護者等で構成する「部活動関係者会議」に進捗状況を報告し、その意見等を踏まえ効果的に推進

はじめに

少子化による生徒数減、部活動数減、指導や大会運営等教員の業務負担

学校だけで、子どもたちのスポーツ・文化環境を継続的に支えていくことは困難

【部活動の地域移行】

- 生徒の望ましい成長のために、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消
- 学校における働き方改革を推進し、学校教育の質を向上

第1章 国の動向

- 平成29年以降、学校における部活動の厳しい現状を踏まえ、部活動の適正化、地域との連携・協働、地域移行の方向性が示されてきた
- 公立中学校等を対象として、まずは休日の部活動から段階的に地域移行を進めること、地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援することが示された（令和4年国のガイドライン）

第2章 北海道における方向性

- 公立中学校等を対象として、まずは休日の部活動から段階的に地域移行することを基本とし、休日の部活動の地域クラブ活動への移行については、令和5年度から令和7年度までの3年間において取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- 公立高等学校については、生徒の心身の健全育成や教員の働き方改革の観点から、地域や学校等の実情に応じて部活動の改善に取り組む

第3章 道教委の取組とスケジュール

(1) 運営団体・実施主体の整備

(2) 指導者の確保

(3) スポーツ・文化施設の確保

(4) 大会・コンクール等の見直し

(5) 部活動の位置付けについての理解の促進

(6) 費用分担に関する意識の醸成

(7) 取組の促進

道教委の取組

- 市町村への事例提供・助言
- 複数市町村間の調整
- 地域の人材及び兼職兼業を希望する教員の人材バンクの整備
- 大会主催者への要請
- 部活動の位置付け等の周知
- 広報・啓発
- 取組状況の把握

R5

R6

R7

第4章 市町村の取組と実施イメージ

1 市町村の取組

総論 地域における新たなスポーツ・文化芸術等に親しむ環境の在り方

(生徒や地域の状況に応じた機会の確保)

これまでの部活動の課題や地域の実情、多様な生徒のニーズや地域の意向等を踏まえ、在り方を検討する

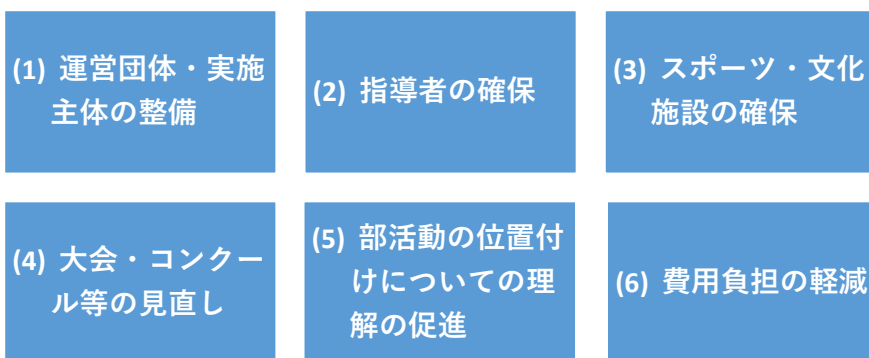
(地域クラブ活動と学校の連携)

部活動の地域移行が完成するまでは、地域クラブ活動と学校の部活動で指導者が異なることなどから、地域クラブ活動と学校の関係者が連携する

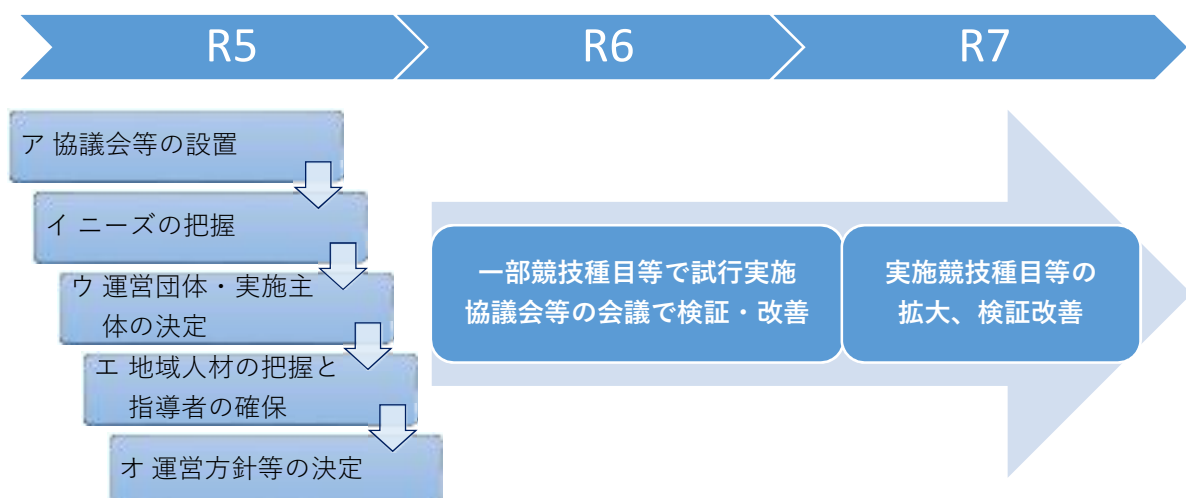
(休日の部活動の地域移行)

公立中学校等を対象として、休日の部活動の地域クラブ活動への移行については、令和5年度から令和7年度までの3年間において取組を重点的にを行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す

各論



2 市町村の実施イメージ (スケジュール例)



- ※ 近隣の市町村と連携し、協議会等の設置を想定
- ※ 検討段階から随時、関係団体、学校、保護者、地域住民への情報発信
- ※ 運営団体・実施主体と市町村の連携が必要